

令和 6 年度

東京都データ連携・活用促進プロジェクト

募集要領

令和 6 年 8 月



令和6年度 東京都データ連携・活用促進プロジェクト募集要領

目次

1	目的.....	1
2	事業概要	1
(1)	公募概要.....	1
(2)	東京都の役割.....	2
(3)	事業者の役割.....	2
(4)	公募要件.....	3
(5)	プロジェクトの公募・実施の流れ.....	5
(6)	留意事項.....	5
3	プロジェクト応募の手続き	7
(1)	プロジェクト開始までのスケジュール	7
(2)	公募に関する質問方法	7
(3)	公募に関する提出書類	8
4	審査方法・採択結果通知	9
(1)	審査方法.....	9
(2)	審査項目	10
(3)	採択結果通知.....	10
5	問合せ先	10

1 目的

東京都（以下「都」という。）では、デジタルの力で東京のポテンシャルを引き出す「スマート東京※」の実現に向け、データや先端技術を活用したサービスの都市実装を推進している。これまで、先行実施エリアにおいて、都市 OS 構築など都市のスマート化への取り組みを推進してきた。東京都データ連携・活用促進プロジェクト（以下「本事業」という。）は、この取組成果を都内全域へ広げていくため、都市 OS 等プラットフォーム間の連携促進を図ることを目的に、プラットフォーム間の連携プロジェクトや、将来的なプラットフォーム間連携につながる新たなサービス創出プロジェクトを支援する。

本要領は、データ連携・活用促進プロジェクト実施要綱（以下「実施要綱」という。）のうち、公募に必要な事項を規定するものである。

※ スマート東京

都は、令和元年に『『未来の東京』戦略ビジョン』を発表し、デジタルの力で東京のポテンシャルを引き出し、都民が質の高い生活を送ることができる「スマート東京」という概念を示した。この「スマート東京」実現に向けた施策を具体化・加速化させるため「スマート東京実施戦略」を策定し、これらの取組を推進している。

「未来の東京」戦略 version up 2024（令和 6 年策定）

<https://www.spt.metro.tokyo.lg.jp/seisakukikaku/versionup2024/>

スマート東京実施戦略（令和 6 年策定）

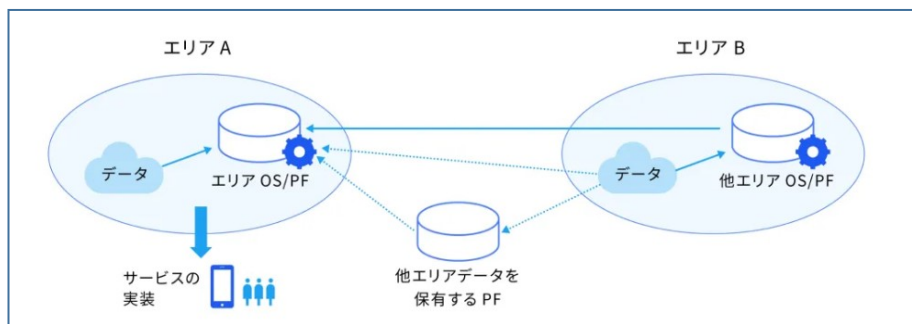
<https://www.digitalservice.metro.tokyo.lg.jp/smarttokyo/index.html>

2 事業概要

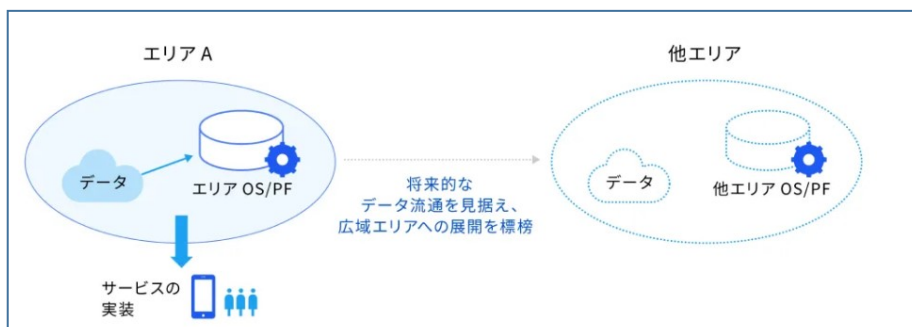
（1）公募概要

本事業は実施要綱第 3 条に定めた事業者に対する支援を実施する。具体的には、プラットフォーム間の連携プロジェクト（以下「連携型」という。）及び将来的なプラットフォーム間連携につながる新たなサービス創出プロジェクト（以下「連携準備型」という。）の 2 種類のプロジェクトから構成されており、令和 6 年度は連携準備型のみを公募する。

【連携型イメージ】



【連携準備型イメージ】



(2) 東京都の役割

都はプロジェクト実施者（以下「事業者」という。）に対し、次に掲げる支援を実施する。

① 事業者との協定の締結

都は事業者とプロジェクトの実施に係る協定を締結する。

② 事業者への協定金の支払い

都は取組成果に応じて協定金を事業者に支払う。（詳細は「協定金説明書」を参照。）

③ 事業者へのプロジェクトに係る助言等

データ連携・活用促進プロジェクト事務局（以下「事務局」という。）は事業者にプロジェクトの進捗管理や、成果創出に向けた助言等を実施する。なお事務局は都及び事業受託者が担当する。

④ プロジェクトのプロモーション支援の実施

事務局は自らが運営するホームページ等の広報媒体において各プロジェクト内容を広報する。

(3) 事業者の役割

① プロジェクトの実施

事業者は採択後、速やかにプロジェクトを開始し、協定期間内に終了すること。

② 報告書の作成・提出・公表

(ア) 定期的に開催する個別会（事務局が各事業者と実施する）にて、プロジェクトの進捗状況等を報告すること。報告内容や報告書等は別途事務局が定める。

(イ) 初年度末及び本事業終了時、別途事務局が定める期日において、事業実績

- を取り纏めて報告すること。報告内容や報告書等は別途事務局が定める。
- (ウ) 事業終了後5年間、年度毎に事業の進捗状況について、都から報告を依頼する場合がある。別途都が定める報告内容に従い、事業の進捗状況を報告すること。
- (エ) 本事業の成果で得た知見を広く公表すること。

③ プロジェクト間連携に関する検討

- (ア) 本事業の目的である広域エリアでのデータ流通推進に向け、他の事業者とのプロジェクト間連携に関して、事務局が主導する検討・協議に参加すること。なお具体的なプロジェクト間連携の詳細は採択後に事務局から連絡する。
- (イ) 定期的に開催する合同会（事業者が一同に集まり情報共有する）等に参加する他、プロジェクト間連携の礎となるコミュニティの形成に協力すること。

④ 東京データプラットフォーム（以下「TDPF※」という。）との連携

事業者は協定期間内に都が推進する TDPF を経由してデータ提供できる体制を整えるとともに、都からの協力要請に応じること。

※ TDPF の詳細は下記サイトを参照のこと。

<https://www.tdpf-hp.metro.tokyo.lg.jp/>

⑤ 都が要請するスマートシティ推進に向けた国内外発信への協力

事業者はプロジェクトに関する普及啓発活動及びスマートシティ推進に向けた国内外発信に協力すること。例えば、都が行うイベントへの登壇や広告媒体への発信、取材対応、視察等を想定している。

(4) 公募要件

① 公募するプロジェクト

都市 OS 等を構築し、将来的な広域エリアにおけるデータ流通を見据え、エリアが抱える課題解決に寄与し、かつ横展開が期待される公共性を有するサービスを実装※すること。なお、既に都市 OS を保有するエリアは対象外となる。

※ 実装は機能を有し、かつ必要な時に利用できる状態をいう。

② 事業者の要件

以下のいずれかに該当すること。

(ア) 都内自治体

(イ) 都市再生推進法人として指定を受けた（指定を受ける予定も含む）都内エリアマネジメント団体またはその代表企業

(ウ) 都市再生推進法人として指定を受けた（指定を受ける予定も含む）都内エリアマネジメント団体と都内企業等の共同体^{※1}またはその代表企業

(エ) 区市町村や独立行政法人等と連携し、地域価値の向上に取り組む都内企業等の共同体またはその代表企業^{※2}

(オ) 都市再生推進法人として指定を受けた（指定を受ける予定も含む）都内エリアマネジメント団体や区市町村、独立行政法人等と連携し、地域価値の向上に取り組む都内企業^{※3}

※1 共同体は、規約・契約等が構成員間に設けられて運営されている共同で取組を行う目的のもと構成された団体を指す。（例：協議会、一般社団法人等）

※2 区市町村や独立行政法人等と連携協定等を締結済み、または締結予定の企業等の共同体であること。また、応募時に区市町村や独立行政法人等の代表者名義の連携を証明する資料を提出すること。

※3 提案時に連携先となる都内エリアマネジメント団体等の組織の代表者名義で、連携を証明する資料を提出すること。

③ 実施エリアの要件

エリアマネジメント組織や自治体等が運営する都内のエリアであること。

④ 実施体制

対象エリアにおいて、サービスの実装を行える体制であること。

(5) プロジェクトの公募・実施の流れ

◎：事業者の実施項目

①	◎	応募書類提出
②		書類審査実施
③		書類審査結果通知
④	◎	プレゼン実施
⑤		プレゼン審査実施
⑥		採択・プレゼン時審査結果通知
⑦	◎	協定内容確認
⑧	◎	協定締結※ ¹
⑨	◎	進捗報告
⑩	◎	実績報告
⑪		審査委員会の実施
⑫		協定金支払い金額の確定※ ²
⑬	◎	協定金支払い金の請求※ ²
⑭		協定金の支払い※ ²

※¹ 協定締結時の提出資料

- (ア) 協定書（採択後に都が作成）
- (イ) 印鑑証明書もしくはその写し（協定締結日以前で半年以内程度発行のもので、代表者氏名や印影が協定締結日のそれと同じもの）
- (ウ) 事業計画書（提案時提出書類「提案書」）
- (エ) 定量評価指標（KPI）設定書（提案時提出書類）

※² ⑫から⑭までの詳細は「協定金説明書」参照のこと。

(6) 留意事項

① 反社会的勢力の排除等

事業者及び実施体制内のプロジェクト関係者（以下、「関係者」という）は、以下に該当しないこと。

- (ア) 法令等に違反して、刑罰並びに許認可等取消しや金銭の納付等の処分を受けたことがなく、公募期間終了日時点においてそれらの処分等を受けるおそれのある事実があること。
- (イ) 法人に課される税及び法人が支払うべき社会保険料等の滞納があること。
- (ウ) 提案関係書類提出時に都からの指名停止措置が講じられていること。また、公的機関（政府及び地方公共団体並びにそれらの関係機関）との契約における違反があること。

(エ) 公共の安全及び秩序を脅かすおそれのある行為を行ったことが、または将来においても行うおそれがあること。

(オ) 政治活動、選挙運動、又は宗教活動を目的とする法人であること。

(カ) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 23 年 3 月 18 日東京都条例第 54 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）に該当せず、かつ、法人の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者があること。

② プロジェクトの責務

プロジェクトの実施は、事業者の責任で行い、事業の実施に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）等は事業者に帰責する。

③ 連名による提案

プロジェクトを推進する主体が複数存在する場合、提案書に体制及び各社の役割分担を記載すること。

なお、連名で提案されたプロジェクトの協定締結要否は、採択後に都と協議の上、確定する。協定金は代表企業の指定口座への支払いとする。

④ 他事業との費用・成果の棲み分け

本事業の他に協定金、補助金等の公費を受領している、または受領予定の事業者は資金使途が重複しないよう明確に区別・整理すること。

本事業の終了後、他事業の費用や成果物について情報提供を求める場合は、都と協議の上、協力すること。

⑤ 成果物・情報提供への協力

本協定期間中または本協定期間終了後、都が求める場合は、プロジェクトに関連する成果物（データ等も含む）の使用や情報提供に協力すること。

⑥ 再委託先に関する情報の提出

本協定期間中または本協定期間終了後、再委託先に関する資料・情報提供を都が求める場合は協力すること。

⑦ 将来的な広域エリアへのデータ連携

将来的な広域エリアにおけるデータ流通を見据えたプロジェクトの推進にあたっては、内閣府が発行する「スマートシティリファレンスアーキテクチャ ホワイトペーパー 第7章 都市 OS」を参考にし、標準化団体が定めたAPI やデータモデル等の積極的な採用を推奨する。

3 プロジェクト応募の手続き

(1) プロジェクト開始までのスケジュール (予定)

公募期間 : 令和6年8月9日(金)～9月12日(木) 正午
質問期間 : 令和6年8月9日(金)～8月23日(金) 正午
質問回答 : 令和6年8月29日(木) 目途
書類審査 : 令和6年9月上旬～中旬
書類審査結果通知 : 令和6年9月下旬
プレゼン審査 : 令和6年10月上旬
(書類審査通過事業のみ実施)
採択結果通知 : 令和6年10月中下旬
協定締結 : 令和6年11月
プロジェクト開始 : 令和6年11月

(2) 公募に関する質問方法

質問がある場合には質問票を提出すること。

① 提出書類

質問票

② 提出締切

令和6年8月23日(金) 正午

③ 提出方法

・提出形式 : 電子メール

※ 提出書類は、クラウドストレージ等へのアップロードではなく、電子メールへのデータ添付にて送付すること。

・件名 : 【データ連携・促進活用 PJ】 質問票提出 : 事業者名※

※ 「事業者名」部分は、事業者名を記入すること

・宛先 : 下記提出先を参照のこと。

④ 提出先

【宛先】 令和 6 年度データ連携・活用促進プロジェクト事務局

(事業受託者：KPMG コンサルティング株式会社)

【担当】：原田、尾崎

【メールアドレス】：tokyo_scddata@jp.kpmg.com

⑤ 回答一覧の公開

令和 6 年 8 月 29 日 (木) を目途に、本事業サイト※上にて回答一覧を公開する。(質問者の組織名や名前等は掲載しない、匿名の状態で開催する)

※ 本事業サイト： <https://www.tokyo-platform.metro.tokyo.lg.jp/>

(3) 公募に関する提出書類

① 提出書類一覧

提出書類名	書式	対象者
提案概要書 (Excel)	テンプレート	全応募者
提案概要書 (PowerPoint)	テンプレート	
提案書 (PowerPoint)	任意書式	
定量評価指標 (KPI) 設定書 (Excel)	テンプレート	
区市町村や独立行政法人等の代表者名義の推薦書等、連携を証明する資料	任意書式 (覚書、推薦書等)	事業者の要件 (ウ) に該当する応募者
都内エリアマネジメント団体等の連携先となる組織の代表者名義で、連携を証明する資料	任意書式 (協定、覚書、推薦書等)	事業者の要件 (エ) に該当する応募者

② 提出締切

令和 6 年 9 月 12 日 (木) 正午必着

③ 提出方法

・提出形式：電子メール※

※提出書類は、クラウドストレージ等へのアップロードではなく、メールへのデータ添付にて送付すること。データ容量は 70MB 以下にすること。

- ・ 件名：【データ連携・促進活用 PJ】 提案書類提出： 事業者名※

※「事業者名」部分は、事業者名を記入すること

- ・ 宛先：下記提出先を参照のこと。

④ 提出先

【宛先】 令和 6 年度データ連携・活用促進プロジェクト事務局

（事業受託者：KPMG コンサルティング株式会社）

【担当】：原田、尾崎

【メールアドレス】：tokyo_scddata@jp.kpmg.com

4 審査方法・採択結果通知

（1）審査方法

実施要綱第 5 条で定めた事業者審査委員会において、書類審査及びプレゼン審査※を実施する。プレゼン審査は書類審査を通過した事業者に対し実施する予定である（プレゼン時間は、発表 20 分、質疑応答 20 分を予定）。

提出書類の不足等要件を満たしていないと判断されたもの等、書類に不備があった場合には審査対象外とする。また、選定方法や採択結果に関する個別の問合せは認めない。

※ プレゼンは応募時に提出した書類（提案概要書、提案書等）に基づき実施すること。

(2) 審査項目

評価項目	概要
事業目的	スマートシティ施策やデータ連携促進プロジェクトなど様々な方針に沿っているか
具体性	関係者ニーズやエリア課題等を踏まえた具体性のある取組か
	まちづくり推進に向けて適切な解決策になっているか
公共性	民間企業単独では取り組めない、公共性の高い取組か
	誰もが等しくサービスの価値を享受できるか
先進性	現在取得が難しいエリア内のデータを蓄積・利活用させる基盤を整備するか（多様なプレイヤーからクローズドデータを取得するか）
発展性	将来的に他エリア連携への発展が期待できるか （スマート東京の実現に寄与するのか）
水平展開	都内の他エリア事業者が広く参考にできる内容か
	得た知見や成果等を広く公表し活用することが見込まれるか
計画性	実施体制や資金計画は整っているか
	スケジュールは具体的・現実的か
	取組内容に対して適切かつ高い KPI が設定されているか
	協定期間中に一定期間のサービス※の実装が見込まれるか ※ 本協定期間中に新たに収集したデータを活用したサービス

(3) 採択結果通知

採択結果は、書類審査を通過した事業者へ電子メールで個別に結果を通知するとともに、都のホームページ等で公表する。

5 問合せ先

【宛先】 令和 6 年度データ連携・活用促進プロジェクト事務局

（事業受託者：KPMG コンサルティング株式会社）

【担当】：原田、尾崎

【メールアドレス】：tokyo_scddata@jp.kpmg.com